

令和4年6月29日

市川市議会議長 松 永 修 巳 様

市川市議会議員 越川雅史

処 分 要 求 書

6月29日の会議において、下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

議 員 つかこしたかのり

2. 侮辱の事実

- 当該議員は、6月29日の本会議において議事進行発言の体裁を装いながら、特段の根拠も客観的な証拠も提示さすこともなく一方的に、私、越川雅史に関して「生活保護費の不正受給」などと発言した上で、「これで本当に潔白が立証されたのでしょうか」「本件の疑義が終結しているとも言えない」「かえって疑惑が深まったように私は感じます」などと、あたかも私が「生活保護費の不正受給」に関与しているかのような侮辱する発言を行った。
- 本件事案を巡っては、特段の根拠も客観的な証拠も一切示されない中で、令和3年12月13日の会議以降、徒に「生活保護費の不正受給」との旨の発言を繰り返すことによって、私を侮辱する行為が一部議員より繰り返されているが、今回の発言もその趣旨を一にするものであり、「議事進行」を装った単なる個人攻撃であると判断せざるを得ない。
- よって、私、越川雅史は本市議会に対し当該議員の処分を求める次第です。

以上